

(審査案件第77号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った「現場見学会出席職員の名簿」を不存在とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成22年（2010年）10月18日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「〇〇の工事において、『〇年〇月〇日に現場見学会出席職員の名簿』及び『同日〇〇建設事務所職員の在籍していた出勤簿又は勤務状況一覧表、長野県建設部勤務表・出張届表・公用車の使用届、現場見学会出席に関わるすべて』」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成22年10月29日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、公文書不存在決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成22年11月18日、異議申立人は、本件決定のうち、本件実施機関が「職員の研修に関する文書にあたり、平成18年度に作成された保存区分1年の公文書であり、平成19年度に廃棄した」という理由により不存在とした「〇年〇月〇日の現場見学会（以下「本件見学会」という。）出席職員の名簿」（以下「本件請求対象文書」という。）の公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論意見」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 当時工事担当であった〇〇建設事務所の職員（以下「担当者」という。）が使用していたパソコンのデータ内に、本件見学会に関わる資料があるはずである。
- 2 担当者所有の現場書類の中に入っているはずである。
- 3 担当者のパソコン、資料の中にあるのではないかと電話で質問したが、回答は得られなかった。パソコンの中を明らかに探していなかったため、探してもらうために異議申立てをただけの話である。
- 4 パソコンを廃棄する時は、データは移さないのか。後任者のパソコンを調べるという感度が分からない。担当者の今現在使用しているパソコンの中にあるのではないか。そのパソコンは調べられていない。
- 5 急遽実施としているが、20人もいろいろな機関から集まっており、イベントの段取りもできたのであるから、急遽なわけがないので、ファックス程度のものでなく何か残すのが当たり前である。
- 6 工事関係書類が5年保存であれば、まだ保存期間内なので、その書類の中をいちいち確認して廃棄していないはずである。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 現在保存している「〇〇工事しゅん工書類」の工事記録（平成〇年〇月〇日の備考欄）に「現場見学会」の記載があることを確認した。本件見学会は、現場監督業務にあわせて、県や市町村職員を対象に行ったものであり、工事の際、随時実施される現場研修の一環であった。
- 2 担当者の記憶によると、人数を把握する必要があったため、事前に参加職員の報告を求め、ファックスや電話で報告があった。報告された参加職員について一覧表は作成せず、当日は、ファックスで届いた用紙や電話のメモ（以下「ファックス等」という。）をそのまま持って行った。

- 3 ファックス等は、参加者の概数を把握するために作成した簡易な文書であり、事務事業の実施によりその保存の必要性がなくなるもので、「保存区分が1年未満の文書」として扱う性質の文書であった。
- 4 「平成18年度文書分類表（〇〇建設事務所）」を確認したところ、保存区分1年の「研修」という名称があり、職員の研修に関する文書はそこに分類されるが、平成19年度末には保存期間が経過していた。
- 5 実際に本件請求がなされた時点において、〇〇建設事務所が保管する文書の中に、本件請求対象文書は存在していなかった。
- 6 担当者は、出席者の報告を電子媒体で受けておらず、パソコンを用いて一覧表の作成もしていない。また、担当者の使用していたパソコンは平成19年11月にリース期間満了のため廃棄している。念のため、後任者の現在使用しているパソコンも確認したが、本件請求対象文書はなかった。
- 7 「契約関係書類」「積算関係書類」及び「工事しゅん工書類」が保存されていることは確認できたが、その中に本件請求対象文書はなかった。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

### 2 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書は、本件見学会の出席職員の名簿である。

本件見学会が実施されたことは、工事しゅん工書類の中の工事記録の備考欄に「現場見学会」の記載があることから確認されているので、その出席職員の名簿の存否について、以下検討する。

通常、本件見学会のように参加者を募って実施される見学会、研修会等（以下「見学会等」という。）において、作成又は取得され得る出席者名簿（以下「名簿」という。）としては、事前に出席者の報告が求められた場合に提出される個々の名簿やそれらが一覧表にまとめられた名簿、あるいは見学会等の当日に出席者が自ら氏名等を記載することにより作成される名簿などが想定できる。見学会等の主催者は出席者の氏名等を把握する必要がある場合には、名簿を作成又は取得（以下「作成等」という。）するものであるが、どのような名簿を作成等するかは、見学会等によって異なるものと考えられる。また、名簿が作成等されたとしても、見学会等に誰が出席したかを後々確認する必要があるなどの特別な理由がある場合を除き、一般的には、名簿が見学会等の実施後、長期間にわたり保存されることは考え難い。

そうしてみると、本件見学会実施後3年10か月が経過していた本件請求時点において、本件請求対象文書を管理していないとの本件実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められず、本件請求対象文書が存在すると推測される特段の事情もない以上、本件実施機関による電磁的記録も含めた不存在的確認が不十分であるとも認められない。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものと判断する。

- 3 その他の異議申立人の主張について  
異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。
- 4 結論  
以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査経過

平成22年（2010年）	12月1日	諮問
平成23年（2011年）	2月3日	審議
	3月16日	「理由説明書」受領
	3月23日	審議
	4月25日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	5月16日	「理由説明書に対する反論意見」受領
	6月6日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	7月25日	審議
	9月7日	審議
	10月19日	審議終結